

いじめ問題 対応マニュアル

見逃していませんか、子供のサイン

いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る問題です。そして、子供たちの力だけでは解決が難しい問題でもあります。

いじめ問題を解決していくためには、未然防止、早期発見、迅速かつ的確に取り組むことが重要です。

子供たちを健やかな成長へと導くことは、私たち教職員の責務です。

和歌山県教育委員会



はじめに

いじめは、人間の尊厳、人権に関わる重大な問題であり、断じて許されない行為です。また、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであることから、すべての関係者が、常にこの問題を厳しく受け止め、一人の犠牲者も出さないという強い意志をもって、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、情報を共有しながら、解決していかなくてはなりません。

県教育委員会は、子供たちの実態を正確に把握し、いじめ問題を早期発見するため、市町村教育委員会の協力のもと、子供たちへのアンケート調査や各学校の取組に対するヒアリング、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や相談窓口の充実を図っています。さらに、この度、いじめ問題に対してすべての教職員が迅速かつ的確に対応していくためのマニュアルを作成することとしました。

本マニュアルには、いじめの兆候をいち早く察知するために、見落としではいけない子供からのサインや、いじめを認知した後の具体的な対応方法等を示しています。各学校におかれましては、本マニュアルを十分に活用し、いじめ問題について今一度、共通理解を図り、いじめの早期発見・早期対応につなげていただくとともに、ケースの多様性に応じた柔軟な対応を行っていただきたいと考えています。

本県の子供たち一人一人の安全・安心が守られ、笑顔あふれる学校生活を送れるよう、いじめ問題解消に向けて全力で取り組まれますことを願います。

目次

1 いじめを知る

いじめ問題を理解するために P2

- 1 いじめの定義
- 2 いじめにみられる集団構造
- 3 いじめの態様と対応の在り方

2 いじめを防ぐ

いじめの未然防止のために P3

- 1 いじめ問題を根絶する5か条
- 2 いじめの未然防止に向けた取組

3 子供を見つめる

早期発見・早期対応のために P4

- ◆ 児童生徒個別チェックシート
- 1 登校時・朝の会等
 - 2 授業時間
 - 3 昼食時
 - 4 休み時間
 - 5 その他

4 組織的に動く

I いじめ問題の解決のために P5

- ◆ いじめ問題対応の手順

II いじめ問題の解決のために (一次対応) P6

- ◆ いじめの情報のキャッチと一次対応
- ◆ いじめの事実を正確に聞き取る
- ◆ いじめ問題一次対応振り返り表

III いじめ問題の解決のために (二次・三次対応) P9

- ◆ 被害児童生徒に対して
- ◆ 加害児童生徒に対して
- ◆ 観衆・傍観者に対して
- ◆ 当該児童生徒の保護者に対して
- ◆ PTA や保護者・地域との連携
- ◆ 教育委員会との連携

■ 参考資料 P13

- ◆ いじめ等に関する相談窓口





1

いじめを知る

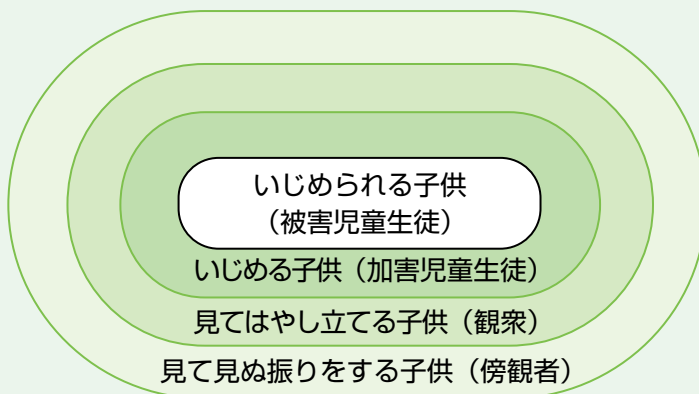
1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

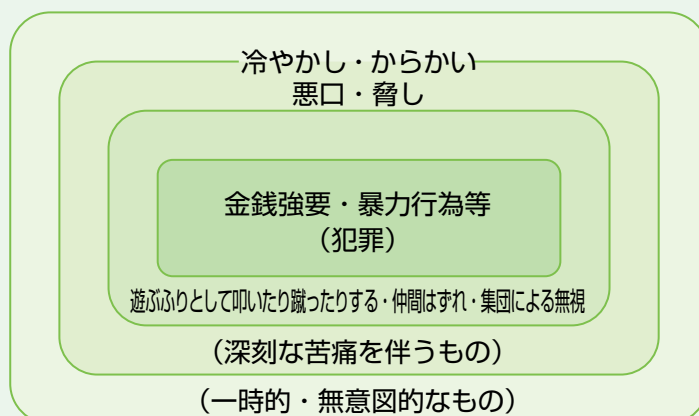
いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わりはない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童生徒の心情を重視して取り組むことが大切です。

2 いじめにみられる集団構造

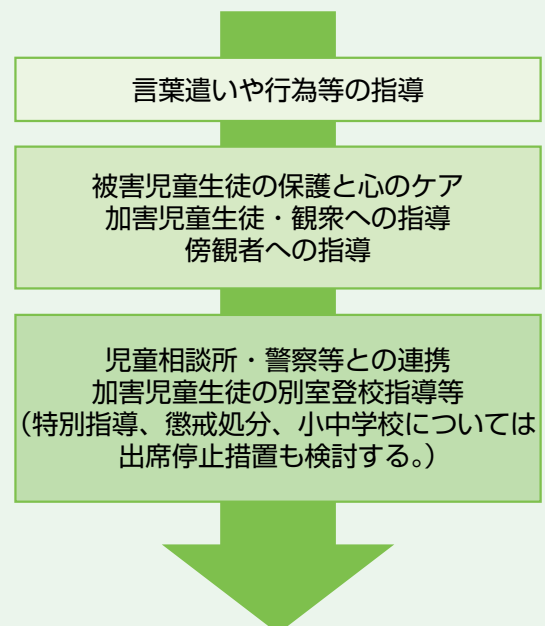


いじめは、いじめを受けている児童生徒（以下、「被害児童生徒」）といじめている児童生徒（以下、「加害児童生徒」）だけの問題ではありません。周りではやし立てたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在です。

3 いじめの態様と対応の在り方



児童生徒間の問題やトラブル等に対する指導は、個々の状況に応じて行います。いじめ等についても、その態様により、対応や指導の在り方を整理しておくことが大切です。





2 いじめを防ぐ

いじめ問題で最も重要なことは、いじめの未然防止に取り組むことです。いじめの被害や加害は、決して一部の児童生徒だけに関わる問題ではないことを認識し、児童生徒全体に対する働きかけが不可欠です。

1 いじめ問題を根絶する5か条

- 1 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るものである」との認識をもつ。
- 2 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫く。
- 3 小さなサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
- 4 いじめられている子供の立場に立ち、初期段階から組織的に取り組む。
- 5 日頃から子供・保護者・地域との信頼関係の構築に努める。

2 いじめの未然防止に向けた取組

道徳教育の一層の充実

本県独自の道徳教科書『心のとびら』『希望へのかけはし』を活用しながら、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の充実を図り、学校の教育活動全体をとおして、いじめを許さない心の基盤となる思いやり、規範意識、生命尊重等の道徳性を育む。

学級・学習集団の育成

日々の授業や行事をとおして、望ましい人間関係を築くとともに、人間としての在り方・生き方について正しく理解させ、規範意識や社会性等が身に付くよう、指導の充実を図る。

児童会・生徒会活動の活性化

議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組ませる。

教職員の人権意識の向上

日々の教育活動の中で児童生徒に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上に努める。

きのくにコミュニティスクールの推進

いじめ防止の取組や校外生活等について、学校と地域が課題や目標を共有し、当事者意識をもって積極的に子供の教育に関わっていく。



3 子供を見つめる

◆ 児童生徒個別チェックシート

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。次に挙げるのは、子供からの注意しておきたいサイン例です。これらの視点から、子供を見つめ、「どうかな」「何かおかしい」と思ったら迷うことなく、個人面談や様々なチャンネルからの情報収集を行うとともに、学年集団等で情報を共有し、組織的に取り組むことが大切です。

1 登校時・朝の会等

- 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- 表情が暗く、どことなく元気がない。
- 顔や体に傷や殴られたような跡がある。
- どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- 元気がない、浮かない顔をしている。
- 教師と視線を合わせようとしない。
(教師の目を避けている。)
- 教師の問いかけに答えようとしない。
(何かごまかそうとしている。)

2 授業時間

- 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- 体育の授業等で、特定の子にボールが回らない、または、回される。
- 一人で活動することが多い。
- グループ活動等で、机と机が離れている。
- いつも準備や後かたづけをさせられている。
- 配布したプリントが特定の子に渡らない。

3 昼食時

- 給食や弁当のおかずやデザートを他人に与えている。
- 弁当の中身が食べられている。
(食べ散らかされている。)
- グループで食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

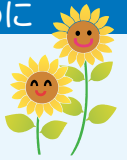
4 休み時間

- トイレ等に閉じこもりがちである。
- 階段の上がり下がりやを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- 体育館の裏やトイレ、物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこ等で、いつもやられ役になっている。
- 友達とよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室等にすることが多く、一人になりたがらない。

5 その他

- 学級内で問題が生じると、特定の子供の名前がすぐあがる。
- 班編成で最後まで所属が決まらない。活動中もよく一人でいる。
- 傷やけがの跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- 今まで付き合っていたグループから離れた。
- 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散乱している。
- 納入金等を急に滞納しはじめた。
- 学級写真等の顔にいたずらをされている。
- 不快な呼び名で呼ばれている。

※ 教員用チェックシート（小・中・高等学校用）、保護者用チェックシートを県教育委員会ホームページからダウンロードして御活用ください。



4 組織的に動く

◆ いじめ問題対応の手順

いじめの未然防止に向けた取組 →P3

- 道徳教育の一層の充実
- 学級・学習集団の育成
- きのくにコミュニティスクールの推進
- 児童会・生徒会活動の活性化
- 教職員の人権意識の向上

情報のキャッチ →P4

- 当該児童生徒からの訴え
- 教職員の気付き
- 同僚教職員からの報告
- 保護者からの訴え・報告
- 周囲の児童生徒からの訴え・報告
- 地域からの情報
- 「いじめアンケート」の回答・結果

一次対応（初期対応） →P6～8

被害児童生徒

- 事実関係の把握
- 安全確保
- 心のケア

教育委員会との連携

※私立学校にあっては、(県) 文化学術課を経由し、必要に応じて教育委員会との連携を図る。

保護者

- 事実関係の報告
- 家庭への協力要請

いじめ対策委員会(常設)

- 協働体制の確立
- 指導方針の決定

加害児童生徒

- 事実関係の把握

関係する児童生徒

- 事実関係の把握

関係機関との連携

(児童相談所・警察等)

二次対応（短期対応） →P9～12

被害児童生徒

- チームによる観察・支援
- 心のケア
- 安全確保

保護者

- 取組の経過報告
- 情報交換
- 保護者会等の実施

加害児童生徒

- いじめの態様に応じた指導・支援
- 心のケア

学級・学年での指導

- 当事者意識の高揚
- 共感的人間関係づくり

三次対応（長期対応） →P9～12

被害児童生徒

- 継続的な観察・支援
- 心のケア

保護者

- 定期的な連絡
- 情報交換

加害児童生徒

- 継続的な指導・支援
- 心のケア

学級・学年・学校での指導

- いじめ問題を解決できる学級・学年集団の育成に係る指導の充実
- 全教職員で児童生徒を見守る体制づくり
- 「いじめアンケート」の定期的な実施

いじめ問題の解決

いじめ解消の要件

- いじめ行為が止んでいること（少なくとも3か月）
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

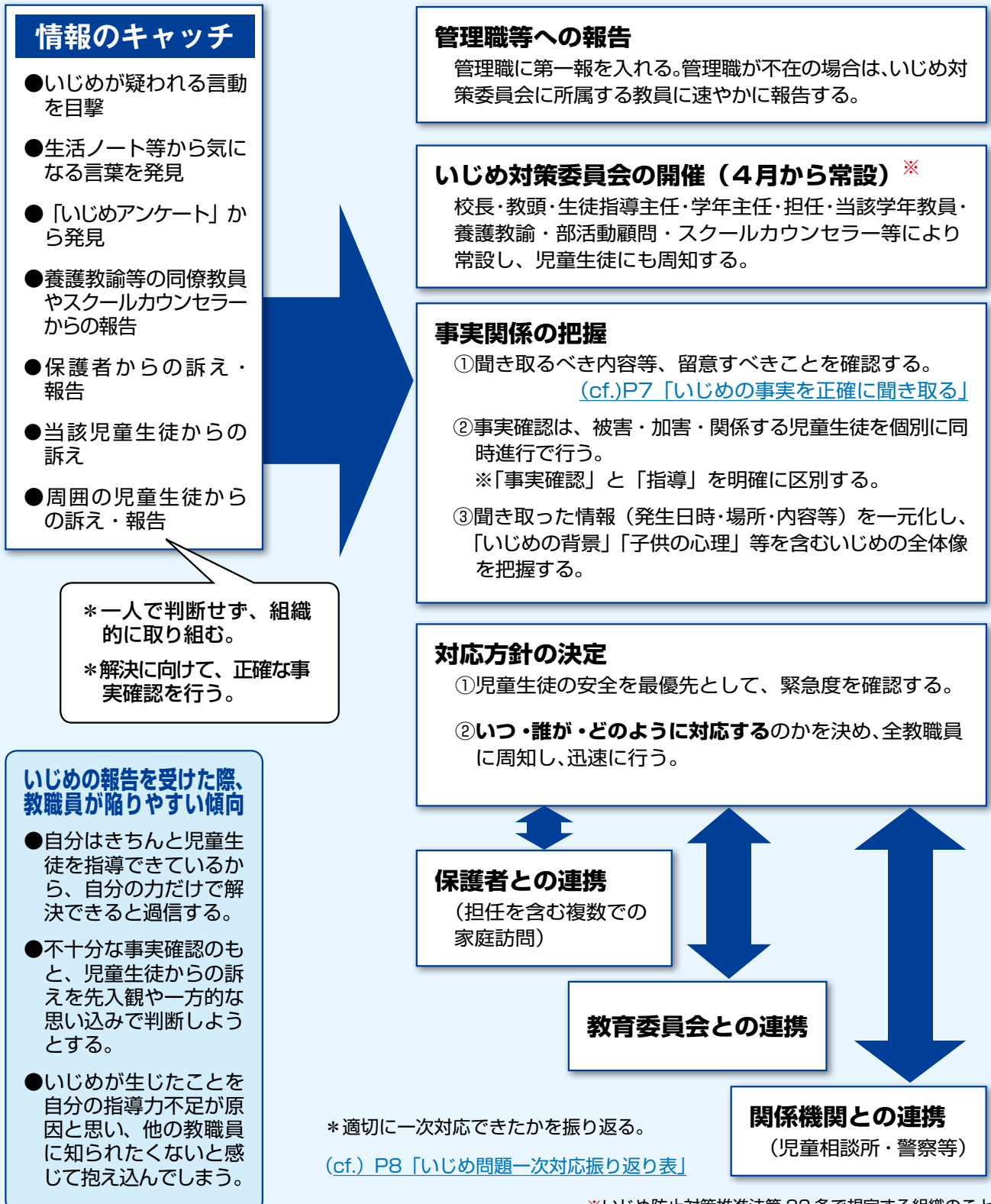
いじめの未然防止に向けた取組



4 組織的に動く（24時間以内の動き）

いじめ問題の対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあります。いじめの情報をキャッチした時点で、全教職員に周知し、多方面から迅速・的確に対応する必要があります。さらに、保護者に正確な事実を説明し、ともにいじめ問題の解決に取り組むための協力体制と信頼関係を確立することが大切です。

◆ いじめの情報のキャッチと一次対応



*一人で判断せず、組織的に取り組む。
*解決に向けて、正確な事実確認を行う。

いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向

- 自分はきちんと児童生徒を指導できているから、自分の力だけで解決できると過信する。
- 不十分な事実確認のもと、児童生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断しようとする。
- いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い、他の教職員に知られたくないと感じて抱え込んでしまう。

※いじめ防止対策推進法第22条で規定する組織のこと

◆ いじめの事実を正確に聞き取る

記入日 ○ 年 △ 月 × 日

【1年▲組●番 氏名 和歌山 太郎】

ひとつの場面を1枚のシートに記入する。

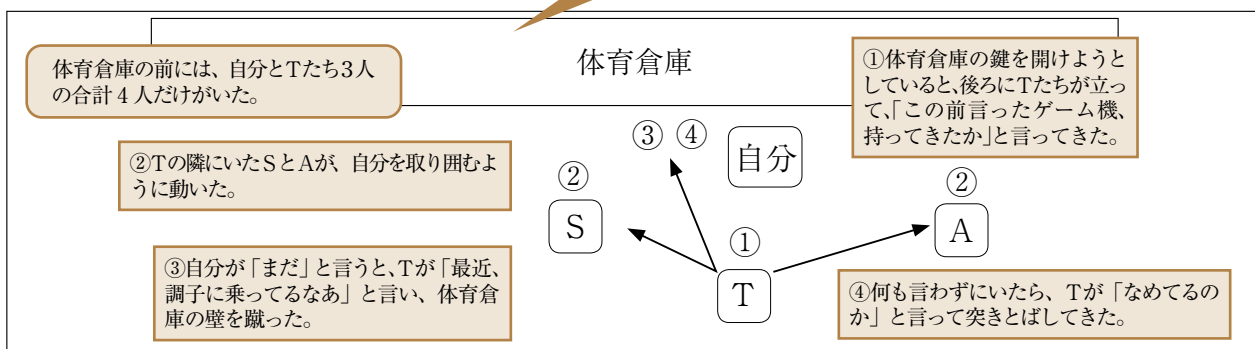
いじめの状況をしっかりつかむシート

どのような場面で、どのようなことが起きたのか、簡潔に記入する。

いつ △ 月 ◇ 日 (水) 2限と3限の間
 どこで 体育倉庫の前
 誰が 直接加わった人 T
 周りで見ていた人 A S
 止めようとした人
 その他の人

できごとのあらまし
 3限目の体育で使う石灰を先生に頼まれて体育倉庫に取りに行ったとき、後ろからT、A、Sの3人が来て、Tが文句を言って突き飛ばしてきた。

いじめが起きた場面を図示する。誰がどこにいたのか、どのような順番で、どのような動きがあったのかなど、記号や矢印等を駆使して作図する。



ひとつひとつ確認しながら丁寧に聞き取ることによって、正確な事実確認と子供の気持ちの理解に役立つためのシートです。子供に聞きながら教師がこのシートに記入したり、最初に子供に書いてもらったりしながら、それをひとつひとつ確認していくなど、状況に応じて活用しましょう。

No	相手（言ったこと・したこと）	自分（言ったこと・したこと）	自分が感じたこと・思ったこと
1	体育倉庫の鍵を開けようとしていたら、TとA、Sが後ろから来た。		何かされるのではないかと思って、怖かった。
2		目を合わせないようにしていた。	
3	①でTが、「この前言ったゲーム機、持ってきたか」と言った。		脅されていると思った。
4	②にAとSが動いて、自分の周りを囲んだ。		3人から何かされると思って怖かった。
5		小さな声で「まだ」と言った。	周りを囲まれていたし、用意もしていなかったの、怖かった。
6	Tが③に移動して、「最近調子に乗ってるなあ」と言い、体育倉庫の壁を2回蹴った。		自分も蹴られるのではないかと、思って怖かった。
7		何も言わずに、下を向いていた。	何か言うと、余計言われると思った。
8			

どのような経緯でどんな発言や行為があったかを確認し、時系列に記録する。

相手から言われたりされたりしたとき、また、自分が言ったりしたりしたときに、どのような気持ちや思いが生じたかを記録する。

※指導や取組の経過が見えるよう、情報を一元化し、記録していくことが大切です。

◆ いじめ問題一次対応振り返り表

教職員

いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止めた。

被害児童生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができた。

被害児童生徒の生命の安全を最優先し、安全確保を行った。

初期対応の重要性を認識し、いじめ対策委員会への報告を迅速かつ的確に行った。

個人ではなく、管理職を中心にした体制のもと、チームを組織して対応した。

被害児童生徒や保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。

加害児童生徒や関係する児童生徒に対し、事実と経過を複数の教職員で確認することができた。

事実確認と指導を明確に区別し、冷静かつ客観的に事実確認を行うことができた。

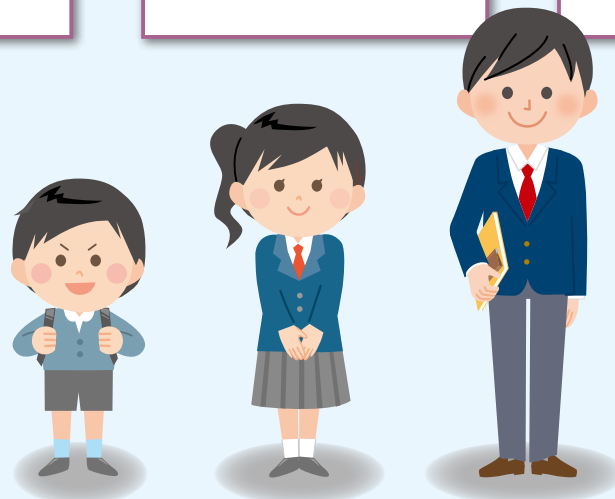
当該児童生徒の保護者に、複数で家庭訪問を行い、保護者同席で事実確認を行った。

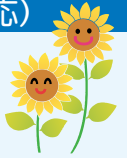
管理職

職員会議を行い、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を図った。

所管の教育委員会にいじめの対応の第一報等を行った。

必要に応じて、児童相談所や警察、教育センター等の関係機関に相談した。





4 組織的に動く

◆ 被害児童生徒に対して

いかなる理由があっても、徹底して被害児童生徒の立場に立って対応します。教師は聞き役に徹して、被害児童生徒の辛い気持ちをまずは理解するように努めます。

また、家庭と連携して被害児童生徒をしっかりと見守るとともに、子供の表面的な変化から解決したと判断せず、生活ノートや個人面談、「いじめアンケート」等をとおして継続的に支援することが大切です。

●対応のポイント

①最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応し、最後まで絶対に守るという意思を被害児童生徒や保護者に伝える。

②子供の意向を汲みながら、安心して学校生活を送るための具体的なプラン（教室での見守りや登下校の方法、校内巡視指導等）を立てる。

※一時的避難として、被害児童生徒を別室登校させる場合も考えられるが、別室登校等の指導は、加害児童生徒や観衆であった児童生徒に対して、内省を促すために必要な措置とするべきである。

③心のケアや登下校、休み時間の見守り等、具体的な取組を教職員で分担する。

④当該児童生徒と保護者に対して、学校の取組の経過等を定期的に伝える。

●継続的な支援

①生活ノートや個人面談、「いじめアンケート」等を定期的に行い、いじめの状況改善等、不安や悩みの解消に努める。

②自己肯定感が回復できるよう、授業、学級活動（ホームルーム）等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、（県）教育支援課教育相談主事による教育相談等を活用し、被害児童生徒の継続的な心のケアに努める。

④定期的に家庭と連絡をとり、学校や家庭での様子について情報交換しながらきめ細かに経過観察を行う。

◆ 加害児童生徒に対して

加害児童生徒に対しては、まず、いじめを行った動機や気持ちをしっかりと聞くことが大切です。学校での友人関係や家庭環境に変化があるのではないかなど、加害児童生徒の背景に細心の注意を払いながら、いじめの全体像を把握した上で、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導し、被害児童生徒が安心して学校生活を送れるようになることを最優先して取り組みます。

●指導のポイント

- ①聞き取りを行った内容について再度確認し、動機や気持ちを徹底的に聞く。
（何があったのか、どんな行動をとったのか、いつごろからか、どんな時に、どこで、誰と、どんな気持ちで、何が気に入らなかったのかなど、確認しながら記録し、内容に齟齬や異論がないかを確認する。）
- ②いじめの非人間性やいじめが他の児童生徒の人権を侵す行為であり、いかなる理由があってもいじめは許されないことだと理を尽くして冷静に諭す。
- ③相手の心の痛みを理解させ、今後、どのように行動する必要があるか、じっくりと考え、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- ④当該児童生徒が理解しない場合は、話し合いの機会を多く持ち、理解できるまで様々な面から繰り返し粘り強く指導することにより、精神的な成長を促す。
- ⑤「恐喝」や「暴行・傷害」等の刑法に触れる犯罪行為については、児童相談所や警察と連携する。また、被害児童生徒の安全が確保できない場合は、出席停止等の措置も視野に入れた指導を行う。
*

*「学校教育法第 35 条及び第 49 条」参照（**小中学校児童生徒**）

*「学校教育法施行規則第 26 条」及び「県立高等学校等における生徒指導の懲戒等の適切な運用について（平成 23 年 1 月 7 日学指第 938 号）」参照（**高等学校生徒**）

●継続的な指導・支援

- ①加害児童生徒の気持ちを受け止め、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、（県）教育支援課教育相談主事による教育相談等を活用し、いじめを行う理由や欲求不満等を取り除くように継続的な指導を行う。
- ②生活ノートや個人面談、「いじめアンケート」等をとおして加害児童生徒の成長を確認し、継続的に観察していく。
- ③授業や学級活動（ホームルーム）等をとおして、自己肯定感や規範意識が向上できるように指導していく。
- ④校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効であると判断される場合、教育委員会や保護者の十分な共通理解のもと、学校全体でその体制をつくる。

※いじめを行う児童生徒は、相手の心の痛みを理解していない場合が多い。ロールプレイング（役割演技）等をとおして、相手の気持ちを考えさせる指導も有効である。

◆ 観衆・傍観者に対して

いじめは、被害児童生徒と加害児童生徒だけの問題ではなく、周りの児童生徒の態度によって助長されたり、抑止されたりします。当事者だけでなく、周りにいる観衆、傍観者の存在が大きいことを児童生徒に理解させるため、道徳教材等を活用し、被害児童生徒の気持ちを考えさせる指導が必要です。

また、全教職員による協力体制のもとで、いじめは絶対に許すことができない問題として、本気で向き合っている姿勢を示し、いじめを抑止できる集団が育つよう取り組みます。

●指導のポイント

- ①いじめを周りではやしたてる行為はもちろん、見て見ぬ振りをする行為も、いじめを深刻化させることにつながる行為であり、いじめている加害児童生徒と同罪であることをしっかりと指導する。

※いじめの事実を告げることは、「チクリ」等というのではなく、辛い立場にいる人を救うことであり、人間として当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させる。

- ②道徳教材等を活用し、思いやりの心や正義感が育つように指導する。
- ③「命」を大切にする教育を推進し、豊かな心が育まれるよう取り組む。
- ④児童生徒自らが、児童会・生徒会活動等をとおして、いじめの防止や解決に取り組めるように支援する。

●継続的な対応

- ①学級活動（ホームルーム）や学校行事等をとおして、いじめの問題を自分の問題として考えさせ、自己理解や仲間意識・連帯感が深まるように指導する。
- ②いじめが解決したと思われる場合でも、十分に注意を払い、継続して指導を行っていく。
- ③「いじめアンケート」を定期的実施するなど、児童生徒の実態をきめ細かく把握する。
- ④いじめを許さない集団づくりに取り組む。

※望ましい人間関係を形成する力を養うための活動として、異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動も有効である。 [注1](#)

[注2](#)

[注1](#) 児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支え合う関係をつくるためのプログラム
[注2](#) 様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法



◆ 当該児童生徒の保護者に対して

保護者は子供がいじめられていても、いじめていても、事実を知ることによって辛い気持ちになります。保護者に連絡する際、事実確認や指導の方針を確実に伝え、理解してもらうために、電話連絡ではなく、直接会って丁寧に説明することが大切です。

●対応のポイント

- ①保護者に事実を正確に伝え、解決に向けた具体的方針と対応策を提示する。
- ②家庭との連絡を密にし、一緒に解決してもらえるように共通理解する。
- ③不安なことや気にかかることがあれば、すぐに学校に連絡するようにお願いする。
- ④解決した後も定期的に学校の様子を報告する。

※被害児童生徒の心情の受容に努め、好ましくない声かけ【やられたらやり返してこい】「負けるな、頑張れば強くなる」等）はしないようにお願いします。
 ※被害児童生徒に対する謝罪の意思を、加害児童生徒の保護者にも理解してもらった上で、早期解決を図るため、謝罪の場を設けられるよう学校が適切に関与していくことが重要です。

◆ P T A や保護者・地域との連携

●保護者への連絡と協力要請

- ①いじめ問題について情報等を必要に応じて提供し、家庭での様子をしっかりと見てもらうようにお願いします。
- ②いじめ問題の態様によっては、保護者会等をもち、学校と保護者の情報交換や意見交換の機会を設ける。
- ③いじめ問題をなくすためには、周りの児童生徒や保護者が当事者意識をもって、関心を抱くことが不可欠であることを啓発する。

●地域との連携

学校運営協議会委員や学校評議員、関係機関等との連携を密にしながら、必要に応じて情報を共有する。

◆ 教育委員会との連携

いじめを認知した際、いじめ対策委員会は所管の教育委員会に第一報を入れ、教育委員会の指導のもと、学校の体制を整え、迅速かつ的確に対応を行う。

- ※市町村教育委員会にあっては、県教育委員会に事実関係・学校の対応等を報告し、情報の共有を図る。
- ※県教育委員会は、必要に応じて学校、市町村教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、学校への支援にあたる。



◆ いじめ等に関する相談窓口 24時間子供SOSダイヤル(全国共通)TEL:0570-0-78310

「知事へのメール」 和歌山県庁

【メール】
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/secure/teigen/teigen.html>

【郵送】
 〒640-8585 和歌山県庁政策審議課「県政ポスト」宛
 (住所の記載は不要です)

FAX:073-441-2020

ヤングテレホン・いじめ110番
 和歌山県警察本部少年課

TEL:073-425-7867

【メール】
e8205001@pref.wakayama.lg.jp

月～金 9:00～17:45
 夜間及び土日祝は当直で対応

「教育長 POST」 和歌山県教育委員会

【メール】
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/etc/kyouikuchoupost.html>

【郵送】
 〒640-8585 和歌山県教育委員会「教育長 POST」宛(住所の記載は不要です)

FAX:073-432-4517

子供SOSダイヤル
 和歌山県教育委員会

TEL:073-422-9961

24時間対応

教育相談電話
 和歌山県教育委員会

TEL:0739-23-1988(田辺市)
 TEL:073-422-7000(和歌山市)

月～金 9:00～12:00/13:00～17:00
 祝日、年末年始を除く

子どもと家庭のテレフォン110番
 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

TEL:073-447-1152

月～金 9:00～20:00
 土・日・祝 9:00～16:30 年末
 年始を除く

子どもの相談
 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

TEL:073-445-5312

月～金 9:00～17:45
 【来所等による面談】
 祝日、年末年始を除く
 (まずは電話をする)

和歌山児童家庭支援センター
 きすな

TEL:073-460-8044

月～金 9:00～18:00
 祝日、年末年始を除く

若者総合相談窓口 With You
 和歌山県青少年・男女共同参画課

TEL:073-428-0874
 FAX:073-428-0880

月～金 9:00～17:00
 祝日、年末年始を除く

和歌山いのちの電話
 社会福祉法人和歌山いのちの電話協会

TEL:073-424-5000
 10:00～22:00

毎月10日は下記のとおり
 フリーダイヤル:0120-738-556
 8:00～翌日8:00(24時間)

LINEを活用した教育相談

和歌山県 SNS 相談 @

17:00～21:00
 土・日・祝日を除く

● ネット上の書き込みへの対応について ●

- ① **書き込み内容を確認し、情報の保存を行う。**
 掲示板等のアドレスを記録し、書き込み内容を保存(プリントアウト)する。
 携帯電話でしか表示できない場合は、画像をデジタルカメラ等で撮影して保存する。
- ② **掲示板等の事業者又は管理者に削除依頼を行う。**
 掲載を削除する必要がある書き込みについては、運営会社や管理者の連絡先を確認し、削除依頼のための手続きを行う。

いじめ問題対応マニュアル
見逃していませんか、子供のサイン

平成 24 年 11 月 初 版

平成 27 年 8 月 第二版

平成 31 年 3 月 第三版

令和 3 年 3 月 第四版

発行 和歌山県教育庁学校教育局
教育支援課 TEL:073-441-3693
〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

